

青梅インターチェンジ北側地区（今井土地区画整理事業）に
おける景観形成に関する協定書（素案）

青梅市（以下「甲」という。）と〇〇〇会社（以下「乙」という。）は、
青梅インターチェンジ北側地区における景観形成に関して、下記のとおり
協定を締結する。

記

（目的）

第 1 条 本協定は、甲と乙が緊密に連携し、「青梅市の美しい風景を育む条
例」の基本理念にもとづき、圏央道青梅インターチェンジ北側地区は、
物流を中心とした流通業務機能などが集積する拠点を形成し、周辺環境
との調和を図りながら、良好な景観形成を進めることを目的とする。

（協定事項）

第 2 条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項につ
いて業務に支障のない範囲で連携し、協力するものとする。

（1）乙は、土地の売買契約後、速やかに事業計画について甲へ相談し、
景観形成に関する手続等の指導を受けること。

（2）青梅市の美しい風景を育む条例第 24 条第 2 項にもとづき、乙は
甲を介して、まちづくり・デザイン専門家から景観の形成に関する
助言を求めること。また、可能な限りその助言を尊重し、計画的な
景観形成の推進に努めること。

（3）まちづくり・デザイン専門家から助言を求める対象物は、建築
物、工作物、広告物、土地、石積みおよび樹木、その他の景観の形
成にかかる施設等とするが、具体的には甲、乙および担当する専門
家との協議により決定する。

（4）乙は、協定締結後に事業にかかる権利を第三者に譲渡するときは、
この協定事項を契約に加えなければならない。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方が記名押印し
て、各自がその 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 青梅市
代表者 青梅市長 大勢待 利 明

乙 住 所
氏 名